

在宅利用に関する届出書

提出日 令和 年 月 日

山口市福祉事務所長

届出者 所在地
事業所名
代表者名
連絡先
利用者 住所
氏名
受給者番号

上記利用者について在宅就労を行うにあたり、下記のとおり届け出ます。

	在宅就労の要件	事業所の具体的な支援体制
ア	知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の必要な支援が行われるとともに、常に在宅利用者が行う作業活動、訓練等のメニューが確保されていること	
イ	1日2回は連絡、助言又は進捗状況の確認等の支援を行い、日報が作成されていること。また、作業活動、訓練の内容又は在宅利用者の希望等に応じ、1日2回を超えた対応も行うこと	
ウ	緊急時の対応ができること	
エ	作業活動、訓練等を行ううえで疑義が生じた際の照会等に対し、訪問や連絡による必要な支援が提供できる体制を確保すること	
オ	事業所職員による訪問、利用者の通所又は電話・パソコン等の ICT 機器の活用により、評価等を1週間につき1回は行うこと	
カ	原則として月の利用日数のうち1日は事業所職員の訪問又は利用者による通所により、訓練目標に対する達成度の評価を行うこと	